

令和6年度

岐阜県

スタートアップ

企業支援補助金

プライム枠
6/21まで
当日消印有効

産学官により設置されたぎふスタートアップ支援コンソーシアムでは、他のスタートアップの模範となり得る優れたスタートアップを「ぎふプライムスタートアップ」として認定し、支援することで、認定したスタートアップの成長をサポートしていきます。

岐阜県ゆかりの有望なスタートアップの成長を通して、オール岐阜でスタートアップを応援・支援する仕組みを構築し、地域で起業家を生み育てる好循環の創出を図るため、このたび、ロールモデル(模範)となりうるスタートアップを対象とした令和6年度「岐阜県スタートアップ企業支援補助金(プライム枠)」の交付希望者を募集します。

※岐阜県スタートアップ企業支援補助金(プライム枠)の申請にあたっては、この補助金の申請書とは別に、ぎふスタートアップ支援コンソーシアム(事務局:公益財団法人岐阜県産業経済振興センター)に対し、「ぎふプライムスタートアップ」の認定申請書又は認定推薦書の提出が必要となります(補助金の申請書と同時提出可【過去の認定された者を除く】)。

■補助対象者

- ・ぎふスタートアップ支援コンソーシアムから、「ぎふプライムスタートアップ」の認定を受けた者。
 - ・「新規創業者」又は「創業後5年未満の中小企業者」
- ※その他の要件は募集要項をご確認ください。

■補助率・補助限度額

補助率

2/3以内 (女性、障がい者の補助対象者は3/4以内)

補助限度額

1000万円

■補助対象経費

人件費、店舗等借入費、設備費、消耗品費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、調査・広報費、研究開発費、委託費

【伴走支援について】

産経センターと岐阜県よろず支援拠点のコーディネーター等が、ご相談に応じます。(無料)

相談例：開業手続、事業計画、資金調達
商品開発、販路拡大、採用、社会保険関係など

※補助金の事業計画書の作成代行はできません。

※詳細は、下記までお問い合わせください。

問合せ・申込先

岐阜県スタートアップ企業支援補助金事務局 (公益財団法人岐阜県産業経済振興センター)

産業振興部総合支援課

電話：058-277-1080



Designed by
macrovector

◆ 補助対象事業

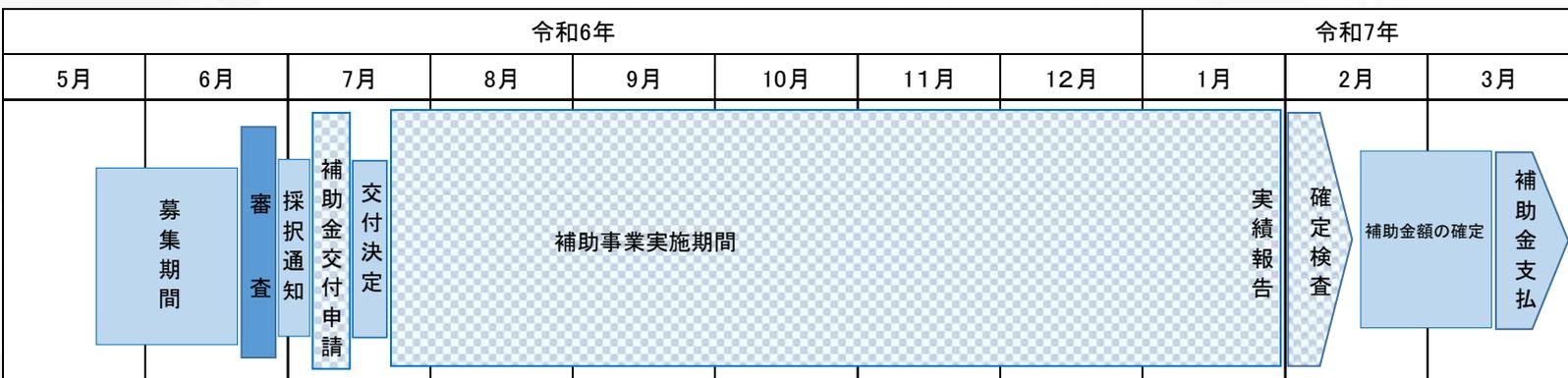
本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 岐阜県内での開業に係る事業。ただし、補助事業完了日までに開業するものに限る。
- (2) 岐阜県内での事業所の開設に係る事業（岐阜県外から岐阜県内への本社移転に係る費用を含む）。ただし、補助事業完了日までにオープンまたは使用を開始するものに限る。
- (3) 新たな商品の研究・開発、生産若しくは販売、商品の新たな生産若しくは販売の方式の研究・開発若しくは導入又は新たな商品の販売の促進を目的とする事業。
- (4) 新たなサービスの研究・開発若しくは提供、サービスの新たな提供の方式の開発若しくは導入又は新たなサービスの提供の促進を目的とする事業。
- (5) 組織運営や生産方法、業務方法等の改善による効率の向上を目的とする事業。
- (6) 設備、技術、個人の有する知識及び技能等の事業活動に活用される経営資源の強化を目的とする事業。

ただし、次に掲げる取組みについては、補助金の交付対象から除外する。

- ・ 主要な部分を外注、委託する取組み
- ・ 新商品及び新サービスの開発主体及び開発成果の取得主体が実質的に補助事業者でないと思われる取組み

■ スケジュール（予定）



■ 応募について

応募に際しては、「募集要項」を必ずご確認ください。

「**募集要項**」及び応募にかかる**各様式**につきましては、以下の補助金事務局ホームページからダウンロードしてください。

【補助金事務局ホームページ 「募集要項」等掲載ページ】

以下のURLもしくは右のQRコード

<URL> <https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2024052005/index.asp>



岐阜県スタートアップ企業支援補助金事務局

公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課

電話：058-277-1080 E-mail:sien@gpc-gifu.or.jp